

令和 7 (2025) 年 3 月 11 日  
総 務 部 総 務 課

関 係 各 位

令和 7 (2025) 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等に係る  
特例措置について

令和 6 (2024) 年 3 月の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）  
及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）が改訂された  
ことから、令和 7 (2025) 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事又は建設コンサル  
タント業務等のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して積算している  
ものについて、公共工事設計労務単価等に係る特例措置を請求することができます。

#### 1 措置の内容

令和 7 (2025) 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」  
という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の  
決定に伴い、該当する工事又は建設コンサルタント業務等の受注者は、旧労務  
単価又は旧技術者単価に基づく契約を新労務単価又は新技術者単価（以下「新  
単価」という。）に基づく契約に変更するための請負代金・業務委託料の変更  
協議を請求することができる。

#### 2 請負代金・業務委託料の変更

変更後の請負代金・業務委託料については、新単価により積算された予定価  
格に相当する価格に、当初契約の落札率を乗じて算出する。

#### 3 その他

該当する案件の受注者には、担当課から通知します。詳しくは、案件の担当  
課にお問い合わせください。

なお、スライド条項（みよし市工事請負契約約款第 2 6 条）に該当する場合  
については、申し出てください。